

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインについて

国土交通省が「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を、(一社)住宅生産団体連合会(住団連)が「住宅業界における感染予防ガイドライン」をそれぞれ作成し、会員に周知するよう依頼がありましたので、2つのガイドラインをお送りいたします。

2つのガイドラインとも、住宅・不動産事業に携わる皆様が、業務の実施に際して感染予防上留意すべき基本的事項を整理したものと位置づけております。

類似の内容ではありますが、例えば住団連ガイドラインには建設現場・作業場に係る項目があるなど、個別の具体的な取組み内容について記載の有無や表現が異なる等相違点もありますので、会員各位におかれては、適宜参考にしながらご対応くださいますようお願いいたします。

記

1. 通知等資料 (1)「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月20日版)」について(令和2年5月20日 事務連絡)
①不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(業界団体向け)(令和2年5月20日版)
(2)住宅業界における感染予防ガイドラインの周知について(令和2年5月21日 (一社)住宅生産団体連合会)
※(2)は全住協HPにも掲載
2. 参 考 H P (1)新型コロナウイルス感染症対策について(国土交通省)
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000166.html
(2)新型コロナウイルス感染症に関する行政等からの関連情報まとめ(全住協HP)
http://www.zenjukyو.jp/new_info/entry.php?id=10743
3. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当:原田
TEL 03-3511-0611

以 上

事務連絡
令和2年5月20日

不動産関連団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(令和2年5月20日版)」について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、令和2年5月4日に緊急事態宣言が延長され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月14日変更)、以下「対処方針」という。)において、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」とされたところです。

今般、対処方針の改定を踏まえ、「不動産における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月20日版)」をとりまとめました。

貴職におかれましては、貴団体加盟の事業者にも周知いただくとともに、本ガイドラインを踏まえ、「三つの密」対策を徹底していただきますようお願いいたします。

以上

**不動産業における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(業界団体向け)**

令和2年5月20日版

1. はじめに

不動産は、我が国の豊かな国民生活、経済成長等支える基幹産業として、その社会的使命を果たしていく必要があり、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針（令和2年5月4日変更）」（以下、対処方針）¹において、不動産は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられている。今後、完全な感染症の終息までの期間が長期にわたることを考えると、一層感染防止のための取り組みを進め、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していく役割に加え、事業を通じた国民生活への貢献拡大という役割が求められる。

本ガイドラインは、対処方針や新型コロナウイルス感染症専門家会議の分析・提言²等を踏まえ、事業者の事務所や案内所等（モデルルーム・現地販売所等を含む。）取引物件の現場において、各事業者の取引等の実態に応じた新型コロナウイルス感染予防対策を行う際の基本的事項について、参考として整理したものである。

事業者は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策」等を踏まえ、取引を行う現場等の様態等を考慮し創意工夫を図りながら、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むよう努めていただきたい。

また、自らの事務所、案内所等や取引物件の現場の感染予防対策に留まらず、情報の提供・共有等を通じ、一般消費者及び取引先の事業者や売主・貸主等の感染拡大防止対策の支援に積極的に貢献していくようお願いしたい。

本ガイドラインは、緊急事態宣言下はもとより、緊急事態宣言が終了した段階においても、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが低減し、早期診断から重症化予防までの治療法の確立、ワクチンの開発等により関係者の健康と安全・安心を十分に確保できる段階に至るまでの間の事業活動に用いられるべきものである。本ガイドラインの内容は、関係省庁や専門家の知見を得て作成したものであるが、今後も感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等について、変更される可能性があることから、適宜、必要な見直しを行うものとする。

¹ 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針
https://corona.go.jp/news/news_20200411_53.html

² 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html

2. 感染防止のための基本的な考え方

事業者は、社会全体の感染拡大防止に繋がることを認識したうえで、個々の職場の特性に応じた対策を講ずる。

特に、従業員や接客する一般消費者への感染を防止するよう努めるものとする。このため、「三つの密」が生じ、クラスター感染発生リスクの高い状況を回避するため、最大限の対策を講じる。

3. 講じるべき具体的な対策

(1) 感染予防対策の体制整備

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・不動産業者団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康の確保

- ・ 従業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。体調の思わしくない者には各種休暇制度の取得を奨励する。また、勤務中に体調が悪くなった従業員は、必要に応じ、直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・ 発熱等の症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、入社判断を行う際には、学会の指針³等を参考にする。症状に改善が見られない場合は、医療機関や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日しっかりと睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。

³ 日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」等
(<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>)

(3) 勤務・通勤形態

- ・テレワーク（在宅やサテライトオフィスでの勤務）、時差出勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制等、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・自家用車等公共交通機関を使わずに通勤できる従業員には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、通勤災害の防止に留意しつつこれを承認することが考えられる。

(4) 事務所等における勤務

- ・従業員が、できる限り2メートルを目安に（最低1メートル）、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行う。
- ・従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗いを徹底する。このために必要となる水道設備や石けん等を配置する。また、水道が使用できない環境下では、手指消毒液を配置する。
- ・従業員に対し、勤務中のマスク等の着用を促す。
- ・飛沫感染防止のため、座席配置等は広々と設置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにする等工夫する（その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する）。
- ・窓が開く場合1時間に2回以上、窓を開け換気する。建物全体や個別の作業スペースの定期的な換気に努める。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。
- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避ける等、人混みに近づかないようにする。
- ・出張は、地域の感染状況に注意し、不急の場合は見合わせる。
- ・外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・会議やイベントはオンラインで行うことも検討する。
- ・株主総会については、事前の議決権行使を促すこと等により、来場者のない形での開催も検討する。

- ・ 会議を対面で行う場合、マスクを着用し、換気に留意する。また、椅子を減らしたり、机等に印をつけたりする等、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・ 対面の社外の会議やイベント等については、参加の必要性をよく検討したうえで、参加する場合は、最小人数とし、マスクを着用する。
- ・ 採用説明会や面接等については、オンラインでの実施も検討する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドライン⁴等を参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。
- ・ 事務所内に感染防止対策を示したポスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。

【取組事例】

- 体温測定等による健康管理を行い毎朝検温後、37.5℃以上の熱がある等体調のすぐれない従業員を自宅待機とする。
- 従業員が出勤したら、朝一に上司に健康状態を報告し、体温等チェックリストで管理していく。
- 従業員の当日の健康状態を一覧にして、いつでもお客様に示せるようにしておく。
- 店舗入口に消毒液（アルコール等）を設置する。
- 複数の人の手が触れる場所は適宜消毒する。
- 作業・打合せ時のマスク着用等、対処方針を踏まえた対策の徹底を図る。
- 同業者との情報交換、関係者（金融機関・測量士・司法書士等）との打ち合わせはできるだけ非対面とし、対面で行う場合もマスクの着用を徹底し、できるだけ短時間となるよう工夫する。
- 営業時間を短縮する。

（5）休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。

⁴ 厚生労働省「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」

(www.mhlw.go.jp/content/000553510.pdf)等を参照

- ・休憩・休息をとる場合には、できる限り2メートルを目安に（最低1メートル）距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、休憩スペースの追設や休憩時間をずらす等の工夫を行う。
- ・特に屋内休憩スペースについては、スペースの確保や常時換気を行うなど、「三つの密」を避けることを徹底する。
- ・食堂等で飲食する場合は、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、できる限り2メートルを目安に（最低1メートル）距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないようにする。

（6）トイレ

- ・便器は通常の清掃で問題ないが、不特定多数が使用する箇所（トイレレバー、スイッチパネル、蛇口等）は清拭消毒を行う。
- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ハンドドライヤーは利用を止め、共通のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

（7）設備・器具

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、パソコン、タブレット、コピー機、手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いす等の共有設備について、洗浄・消毒を行う。

※設備や器具の消毒は、次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該設備・器具に最適な消毒液を用いる。

- ・ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液等がついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収等清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。

（8）従業員に対する感染防止策への啓発等

従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」⁵や「『新しい生活様式』の実践例」⁶や「職場における新型コロナウイルス感染症への感染

⁵ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00116.html

⁶ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

予防、健康管理の強化について（令和元年5月14日事務連絡）⁷を周知する等の取組を行う。

- ・ 公共交通機関や市役所等公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内等密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。
- ・ 事務服等を貸与している場合、従業員がこまめに洗濯するよう促す。
- ・ 患者、感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、職場内で差別されることがないように、従業員に周知啓発し、円滑な職場復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性と判断された者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。
- ・ 取引先等企業にも同様の取組を行うことが望ましい。

（9）感染者が確認された場合の対応

①従業員の感染が確認された場合

- ・ 従業員が感染した旨を速やかに報告する等、社内における所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所、医療機関の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じる。
- ・ 感染者の行動範囲を踏まえ、保健所、医療機関の指示に従い、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせる等の対応を検討する。

⁷ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11306.html

- ・ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う⁸。
- ・ 事務所等内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。

②複数社が混在する借用建物内で同居する他社の社員で感染が確認された場合

- ・ 保健所、医療機関および建物貸主の指示に従う。

③その他

- ・ 総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所等との連絡体制を確立し、保健所の聞き取り等に必ず協力する。

(10) 事務所等における顧客との対応

一般消費者との接客を行う、事務所や店舗等においても感染拡大防止の観点から各事業者の営業形態に合わせ適切な対応を図る必要がある。

- ・ 自社が管理するHPやSNSに対応方針を掲載し、お客様に対して感染拡大防止策への理解を求める。
- ・ 事務所や店舗への来店やモデルルームや案内所等への来場はできる限り予約制にし、できる限り少人数での来店・来場を依頼し、お客様同士の距離を2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努める。
- ・ お客様等との面談の日時・場所・相手方等を記録し、万一の感染の事態に備える。
- ・ 室内の換気や消毒（例：接客カウンター周辺、椅子、筆記用具、案内ツール、タブレット端末等）を積極的に行う。
- ・ 契約書面（媒介契約も含む。）、重要事項説明書の交付前に相手方に案文等を事前送付し、対面での説明時間の短縮を図るようにし、各種用語等の説明や疑問点は電話やWEBで丁寧な説明を実施する。
- ・ 重要事項説明に「IT重説」⁹の積極的な実施を行う（賃貸は解禁済み。売買は国土交通省社会実験登録事業者のみ社会実験として実施可。）。

⁸ 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについて」(https://www.ppc.go.jp/news/careful_information/covid-19/)などを参照。

⁹ 国土交通省「ITを活用した重要事項説明に係る社会実験」(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000112.html)を参照

- ・媒介契約に関し、当面の間、依頼者への報告は承諾を得た場合には、電話等の契約書であらかじめ定めた方法以外の方法によることも可能とする。また、更新の申し出についても双方で合意した場合には、文書以外の方法により申し出ることも可能とする（国土交通省令和2年5月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた宅地建物取引業者の業務について」）。

【取組事例】

- 来店を誘致するDMやチラシ配布等に代えて、メール、電話、インターネット、ビデオチャット等を活用し、対面での接客機会が増えないように工夫する。
- 事前にお客様に来店・来場時の質問や確認したい項目を整理して頂き、事前送付してもらう等の工夫により、長時間の会話・接客を避ける。
- 来店時のマスク着用、アルコール消毒等を案内し、マスク着用のないお客様に対してはマスクの配布を行う。
- 来店時に発熱の有無等を確認する。
- お茶等の飲み物を提供する場合は、感染防止のためペットボトル等のまま提供する。
- 接客カウンターのお客様側座席の隣の組の間の距離を1メートル以上開ける。
- 接客カウンター等対面する場所はアクリル板・ビニールカーテンなどを設置して遮断する。
- 書類や鍵は極力郵送等追跡可能な送付方法で対応する。
- キッズスペース等子供を遊ばせるスペースは閉鎖する。

(11) 取引物件の対象となる現場での対応

取引物件のある現場においても「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策の徹底について、取引の対象となる各現場ごとに適切な対応を図ることが必要である。

- ・モデルルームや現地案内所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業等においては、他の従業員とできる限り2メートルを目安（最低1メートル）に、一定の距離を保つことや換気の励行等、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す。

- ・モデルルームや現地案内所等においても事務所同様に感染防止対策を示したポスター（保健所等の連絡先を明記することが望ましい）やロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る。
- ・現地案内は、できるだけ一組ずつの予約制にし、説明時のお客様との距離を適切に保ち、同時に複数のお客様を案内する場合は、お客様同士の距離を適切に保つようにして、感染症対策に配慮する。
- ・現場の物件の状況等を勘案しつつ、マスクを着用し消毒液（アルコール等）の設置や不特定の者が触れる箇所・物品の定期的な消毒を実施する。

【取組事例】

- 現地案内を行う場合でも出来るだけ現地集合、現地解散とする。
- 現地案内中やお客様が車に同乗する場合は、マスク着用や窓を開放する。
- 物件の内見中は窓を開け常時換気し、お客様の入れ替えごとにドアノブの消毒を行う。
- お客様案内用の備品（スリッパ・手袋等）は、使い捨てに変える又は消毒を実施する。
- 居住中の物件の内見にあたり、居住者の意向を十分に確認し、長時間に及ばないように配慮する。
- 非対面で内見できる写真や動画、VR、バーチャルツアー等のWEBサービスの活用、WEB会議システムやビデオ通話を活用し担当者が現地から物件案内をお客様に視聴して頂くことにより現地内見件数の削減を図る。

以 上

社住生発 第 3 号
令和 2 年 5 月 2 1 日

一般社団法人住宅生産団体連合会
会 員 各 位

一般社団法人住宅生産団体連合会
会長 阿部 俊則



住宅業界における感染予防ガイドラインの周知について

日頃より当連合会の事業活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が減少傾向にあるとはいえ、首都圏 4 都県と北海道では新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が継続され、既に宣言が解除された道府県においても収束が見通せない状況が続いております。今後、徐々に経済活動を再開するに当たって、引続き感染拡大防止の取組みが重要であることから、政府は今月 4 日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を改訂し、事業者及び関係団体が今後の持続的な対策を見据え、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成する等、自主的な感染防止のための取組みを進めることを決定しました。

これを受け、当連合会は住宅業界における感染防止ガイドラインを定め、住宅産業に携わる皆様が業務の実施に際して感染予防上留意すべき基本的事項を整理いたしました。

会員の皆様におかれましては、本ガイドラインを参考として、それぞれの事業内容、形態等に即した創意工夫を行い、引続き感染拡大防止に努めて頂きますようお願いいたします。

また、団体会員におかれましては、貴団体の会員企業等にも本ガイドラインの周知をお願いいたします。

住宅業界における感染予防ガイドライン

令和2年5月21日制定

1. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえ、住宅事業者が業務の実施に際して新型コロナウイルス感染症の予防対策を行う際の参考となる基本的事項を整理したものである。

住宅産業は、住宅の建設・リフォーム等を通じて国民の住生活を支えるとともに、災害時には被災者の住まいの確保を通じて被災地の復旧・復興の一翼を担う重要な産業である。このような住宅産業の役割の多くは、地域における多数の中小零細工務店により支えられており、住宅産業の長期に亘る活動の停滞により中小零細工務店が倒産・廃業し、貴重な建築職人が離散するような事態が起これば、住宅産業がその役割を十分に果たしていくことが極めて困難になることが想定される。このため、住宅事業者は感染防止に努めつつ、将来にわたってその役割を果たせるよう経済活動を活発にしていく必要がある。

住宅事業者は感染防止の取組みが従業員や顧客のみならず、社会全体の感染拡大防止に繋がるものであることを認識し、本ガイドラインを参考として、それぞれの事業内容、企業規模及び事業所の形態等に即した創意工夫を図り、感染の拡大防止に努められたい。

なお、本ガイドラインは、今後の政府による基本的対処方針の改定、各都道府県知事による自粛要請等の動向を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

2. 職場別の留意事項

(1) 事務所

- ① 発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等より新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある職員は出勤せず、自宅待機する。出勤後にこれらの症状が現れた場合は、必要に応じて帰宅し、自宅待機する。
- ② テレワークや時差出勤等により、通勤時の公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ③ 机を離して設置する、机の間をパーティションで仕切る、正対せずに離れて着座する等により、できる限り2m(最低1m)の間隔を確保する。
- ④ 十分な換気を行う(換気設備がない場合は、1時間に2回以上窓を開けて換気)。
- ⑤ 零細規模の事務所を除き、出入口や事務所内に手指の消毒液を設置する(零細規模の事務所でも設置することが望ましい)。
- ⑥ 執務中はマスクを着用し、こまめに手洗いや手指消毒を行う。
- ⑦ 朝礼等を行う場合は小グループで行う。

- ⑧ 複数の職員や顧客が触れる場所や物(以下「高頻度接触部位」という。)を適宜消毒する。また、開放可能なドアは開放し、カタログ、雑誌、新聞等は誰でも触れる状態で放置しない。
- ⑨ 食堂、休憩室等では、できる限り2m(最低1m)の間隔を空けて机やイスを配置し、利用時間を分散することで多数の職員が同時に利用することを避ける。
- ⑩ トイレにタオルを設置する場合は、ペーパータオルを設置する(ハンドドライヤー及び共用タオルは使用禁止)。
- ⑪ 工場見学会、現場見学会、セミナーなどのイベントを企画・実施する場合には、事前予約により集客対象を限定する等、感染予防に十分注意する。
- ⑫ 各種証明書の発行申請、許認可申請、補助申請、その他の書類の受渡しは、できる限りオンライン又は郵便等で行う。やむを得ず役所等を訪問する場合はマスクを着用し、できる限り少人数で訪問する。
- ⑬ 顧客にオンラインでの資料請求や商品検索等の利用を促し、打合せや商談はできる限り電話、メール又はオンライン(WEB 会議、電子決裁等)で行い、不要不急の出張や対面での打合せ等を極力避ける。やむを得ず対面で打合せ等を行う場合は、
 - イ) 相手の氏名と連絡先を記録・保管する(個人情報保護に留意)。出張の際には、経路(時刻、交通手段に関する情報を含む)も記録・保管する。
 - ロ) 十分な換気が可能な部屋(換気設備がない場合は1時間に2回以上の頻度で窓を開けて換気できる部屋)を使用する。
 - ハ) 参加者相互ができる限り2m(最低1m)の間隔を確保する。
 - ニ) マスクを着用し、できる限り正対して着座しない。
 - ホ) 湯茶接待はペットボトルや紙コップで行い、ガラスコップや湯飲みは使用しない。
- ⑭ 来訪者に発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等より新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は、事務所への立入りを遠慮していただく。
- ⑮ 感染防止啓発ポスター等を掲示し、感染防止意識の向上・定着を図る。

(2)住宅展示場等

- ① 発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等より新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある職員は出勤せず、自宅待機する。出勤後にこれらの症状が現れた場合は、必要に応じて帰宅し、自宅待機する。
- ② 時差出勤や自家用車利用等により、通勤時の公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ③ 緊急事態宣言の対象である都道府県において住宅展示場等に対し休業自粛を要請された場合には、不特定多数を対象とする展示業務は行わず、商談中の顧客のみを対象とした業務に限定する。それ以外の場合においても、事前予約により来場者の集中を避ける等、感染予防に十分注意する。
- ④ 受付等には透明ビニールカーテンを設置する等の感染予防措置を講ずる。

- ⑤ 打合わせコーナーでは、机を離して設置する、机の間をパーティションで仕切る、正対せずに離れて着座する等により、できる限り2m(最低1m)の間隔を確保する。
- ⑥ 十分な換気を行う(換気設備がない場合は、1時間に2回以上窓を開けて換気)。
- ⑦ 出入口や施設内に手指の消毒液を設置する。
- ⑧ 高頻度接触部位及び来場者用スリッパを適宜消毒する。また、開放可能なドアは開放し、カタログ、雑誌、新聞等は誰でも触れる状態で放置しない。
- ⑨ トイレにタオルを設置する場合は、ペーパータオルを設置する(ハンドドライヤー及び共用タオルは使用禁止)。
- ⑩ 来場者の氏名と連絡先の把握に努め、名簿を作成・保管する(個人情報保護に留意)。
- ⑪ 来場者に対応する際には手指を消毒し、マスクを着用する。来場者にもマスクの着用、入場時の手指消毒を促す(来場者用のマスクを準備)。
- ⑫ 住宅展示場等において顧客と商談を行う場合の留意点は2(1)⑬と同様。
- ⑬ 来場者に発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等より新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合には、住宅展示場等への立入りを遠慮していただく。
- ⑭ 感染防止啓発ポスター等を掲示し、感染防止意識の向上・定着を図る。

(3) 建設現場・作業場

- ① 発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等より新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある建設職人は出勤せず、自宅待機する。出勤後にこれらの症状が現れた場合は、必要に応じて帰宅し、自宅待機する(下請けの建築職人を含む)。
- ② 自家用車利用等により、通勤時の公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ③ 建設職人の現場への入退場及び検温結果(出勤前の検温結果でも可)を記録・保管する。
- ④ 仮設水道を整備し、石けん(必要に応じて手指の消毒施設及びペーパータオル)を設置する。
- ⑤ 十分な換気を行う(必要に応じて送風機等を利用)。
- ⑥ 安全帽や手袋等は共用せず、共同で使用する工具は適宜消毒する。
- ⑦ 原則としてマスクを着用(屋外で十分な換気を確保できる場合や建設職人が相互に離れて作業を行う場合を除く)し、こまめに手洗い又は手指消毒を行う。また、資材等搬入業者等に対しマスクの着用と手指の消毒を要請する。
- ⑧ 工程確認等の打合せは、できる限り電話、メール、オンライン等で行い、対面での打合せの回数と時間を極力少なくする。
- ⑨ 屋食時や休憩時においても、建築職人相互ができる限り2m(最低1m)の間隔を確保する。
- ⑩ 作業終了後は清掃し、作業着はこまめに洗濯する。また、現場仮設トイレを設置している場合に

は、作業終了時に清掃・消毒する。

- ⑪ 現場検査等は、できる限り立会い人数を少なくし、短時間で行う。

(4) 工場

- ① 発熱、咳、咽頭痛、味覚・嗅覚異常等より新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある職員は出勤せず、自宅待機する。出勤後にこれらの症状が現れた場合は、必要に応じて帰宅し、自宅待機する(協力企業の従業員を含む)。
- ② 時差出勤や自家用車利用等により、通勤時の公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ③ 工場見学会を行う場合には、事前予約により来場者を限定する等、感染予防に十分注意する。
- ④ 十分な換気を行う(換気設備がない場合は定期的に窓を開けて空気の入替えを行う)。
- ⑤ 事務スペース、作業場出入り口、食堂、休憩室には手指の消毒液を設置する。
- ⑥ 整理整頓を行い、制服はこまめに洗濯する。
- ⑦ 工場内ではマスクを着用し、こまめに手指の消毒を行う(協力企業の従業員を含む)。また、納品業者、輸送業者等に対し、マスクの着用、手指の消毒を要請する。
- ⑧ 高頻度接触部位を適宜消毒し、開放可能なドアは開放しておく。
- ⑨ トイレにタオルを設置する場合は、ペーパータオルを設置する(ハンドドライヤー及び共用タオルは使用禁止)。
- ⑩ 食堂、休憩室等では、できる限り2mを目安(最低1m)に間隔を空けて机やイスを配置し、利用時間を分散することで多数の職員が同時に利用することを避ける。
- ⑪ 打合せはできる限り電話、メール、オンラインで行い、対面での打合せを極力避ける。やむを得ず対面での打合せを行う場合の留意点は2(1)⑬と同様。
- ⑫ 感染防止啓発ポスター等を掲示し、感染防止意識の向上・定着を図る。
- ⑬ 協力企業に対する感染予防指導を徹底する。

3. 職員等の感染が確認された場合の対応

- ① 職員(協力企業の職員、下請けの建築職人を含む)に感染者が確認された場合には、速やかに保健所等に通知し、その指示に従う。
- ② 感染拡大防止を目的として個人データを取扱う場合や、感染が確認されたことを公表する場合には、個人情報保護に十分配慮する。
- ③ 従業員等が感染したことをもって解雇その他の不利益な取扱いを行わない。